

# 地域の支援体制について

令和8年2月20日

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課

# 前回の部会のまとめ

## 【大阪府説明の要旨】

- ✓ コーディネーターを中心とした相談支援体制を進めること、その後方支援のために拠点（北河内圏域及び南河内圏域）を設置し3層構造で体制構築をしていく。
- ✓ 府として考えるコーディネーターの役割についても、個別支援と協議の場等を活用した地域づくりであるとし、市町村あてに改めて通知した。

## 【委員意見の要旨】

- ✓ 協議の場の運営状況やコーディネーターの質の格差が全国的にも拡大している。
- ✓ 府としてのコーディネーターの役割の明確化・後方支援・協議の場の運営支援などが必要。
- ✓ 医療的ケアのある方とそのご家族の切れ目のない人生の伴走者となる体制づくりが重要。

# 令和7年度 大阪府医療的ケア児支援センターの主な活動

## 活動実績

### ■地域の支援体制の構築／強化

連携会議の開催 ①令和7年7月：北部・中部・南部の3圏域別連携会議を開催  
 ②令和8年2月12日：フォローアップ研修を兼ねた全体連携会議開催  
 市町村協議の場、保健所ネットワーク会議等へ参画、地域支援体制の強化を推進 18件

### ■教育機関との連携／災害対策

支援学校との共催による防災デイキャンプを実施（藤井寺支援学校・東住吉支援学校）

### ■医療的ケア児・家族・支援者へ向けた情報提供

ホームページを開設 地域の取り組み、相談窓口、福祉サービス、イベント等の情報発信

## 相談対応の実績

### ◆調整延べ件数

単位:件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
令和5年度	8	147	103	110	112	217	272	283	295	242	251	227	2,267	189
令和6年度	264	307	297	236	315	321	255	308	237	280	215	266	3,301	275
令和7年度	312	247	233	175	206	218	292	214	210	157			2,264	226

### ◆相談件数(新規・継続)

単位:件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
令和5年度	6	29	33	42	28	44	56	56	54	67	67	65	547	46
令和6年度	75	75	81	66	75	78	70	71	60	73	67	75	873	73
令和7年度	89	66	59	56	52	62	58	63	57	44			606	61

# 令和7年度 医療的ケア児等コーディネーター支援拠点の主な活動

## 活動実績

	北河内圏域	南河内圏域
連絡会	<p>【当初の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 市を跨ぐコーディネーター同士の横の繋がりがほぼ無い状況</li> </ul> <p>【方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 圏域内の全市を集めて連絡会を開催</li> </ul> <p>【開催実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 令和7年9月5日</li> </ul>	<p>【当初の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ MEC3(富田林市・河内長野市・大阪狭山市のコーディネーターが有志で集まる会)など既存のコミュニティが存在 ※今年度から河南町・太子町・千早赤阪村のコーディネーターも参加</li> </ul> <p>【方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 既存のコミュニティ等を活かす</li> </ul> <p>【開催実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 令和7年12月19日</li> </ul>
コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 支援拠点が各市町村のコーディネーターと繋がり、困りごとなどの相談を受け、必要に応じて助言や伴走支援を実施</li> </ul>	
協議の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 支援拠点が圏域内の各市町村の協議の場に参加し現状を把握</li> <li>✓ 各市、運営状況に格差があることが判明</li> <li>✓ 協議の場の運営に関して、コーディネーターに対する支援の一環として必要な支援を提供</li> </ul>	

# 医療的ケア児等コーディネーターについて

## 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業

### <沿革>

#### ■平成29年度

- ✓ 地域生活支援促進事業の1つとして位置づけ（実施主体：都道府県及び指定都市）
- ✓ 医療的ケア児等コーディネーターを「医療的ケア児等の支援を総合調整する者」とし、養成研修のカリキュラムを国が提示
- ✓ 医療的ケア児等コーディネーターとして相談支援専門員、保健師、訪問看護師を想定

#### ■平成31年度

- ✓ 大阪府において「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」を開始
- ✓ 国が提示するカリキュラムに沿って科目・講師を選定
- ✓ 医療的ケア児等コーディネーターが協議の場へ参画することをねらいとして、市町村による推薦形式で受講生を募集

### <これまでの課題>

1. 医療的ケア児支援センター設置に伴う府域全体の相談支援体制の再構築
2. 医療的ケア児等コーディネーターの役割の具体化  
(市町村配置担当課・研修受講生に対しての発信)

# 医療的ケア児等コーディネーターについて

(既存カリキュラム)

科目名	時間数	内容
1 総論	1時間	①医療的ケア児等の地域生活を支えるために ②医療的ケア児等コーディネーターに求められる資質と役割
2 医療	3時間	①障害のある子どもの成長と発達の特徴 ②疾患の特徴 ③生理 ④日常生活における支援 ⑤救急時の対応 ⑥訪問看護の仕組み
3 本人・家族の思いの理解	2時間	①本人・家族の思い ②意志決定支援 ③ニーズアセスメント ④ニーズ把握事例
4 福祉	3時間	①支援の基本的枠組み ②福祉の制度 ③遊び・保育 ④家族支援 ⑤虐待
5 ライフステージにおける支援	2時間	①各ライフステージにおける相談支援に必要な視点 ②NICUからの在宅移行支援 ③児童期における支援 ④学齢期における支援 ⑤成人期における支援 ⑥医療的ケアの必要性が高い子どもへの支援
6 支援体制整備	1時間	①支援チーム作りと支援体制整備/支援チームを育てる ②支援体制整備事例 ③医療、福祉、教育の連携 ④地域の資源開拓・創出方法
7 計画作成のポイント	2時間	演習に向けた計画作成のポイント
8 演習 (計画作成)	7時間	事例をもとにした計画作成の演習
9 演習 (事例検討)	7時間	事例をもとに、意見交換 (グループディスカッション) ・スーパーバイザーによる計画作成の指導

(改訂案)

科目名	時間数	内容
1 総論	1時間	①地域におけるこどもの発達と支援 ②医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 ③医療的ケア児等コーディネーターに求められる資質と役割
2 医療、保健	3時間	①障害のあるこどもの成長と発達の特徴 ②疾患の特徴 ③生理 ④日常生活における支援 (感染対策、摂食嚥下、口腔ケア) ⑤救急時の対応、災害対策支援 ⑥母子保健 ⑦訪問看護の仕組みと実際の活動
3 本人・家族の思いの理解	2時間	①本人・家族の思い ②意志決定支援 ③ニーズアセスメント ④ニーズ把握事例
4 福祉、保育、教育、労働	3時間	①支援の基本的枠組み ②福祉の制度 ③遊び・保育 ④教育 ⑤労働 ⑥家族支援 (きょうだい児支援、就労支援) ⑦虐待防止対策
5 ライフステージにおける支援	2時間	①各ライフステージにおける相談支援に必要な視点 ②NICUからの在宅移行支援 ③児童期における支援 ④学齢期における支援 ⑤移行期における支援 ⑥成人期における支援 ⑦医療的ケアの必要性が高いこどもへの支援
6 地域支援体制整備	3時間	①支援チーム作りと支援体制整備/支援チームを育てる ②支援体制整備事例 ③医療、保健、福祉、教育、労働の連携 ④地域の資源開拓・創出方法 (資源把握、市町村・都道府県との連携)
<del>7 計画作成のポイント</del>	<del>2時間</del>	<del>演習に向けた計画作成のポイント</del>
8 演習 (計画作成)	7時間	演習に向けた計画作成のポイント、事例をもとにした計画作成の演習
9 演習 (事例検討)	7時間	事例をもとに、意見交換 (グループディスカッション) ・スーパーバイザーによる計画作成の指導

# 医療的ケア児等コーディネーターについて

<研修における発信>

## ●医療的ケア児等コーディネーターの人物像

【個別支援】

- ✓ 在宅移行期よりプッシュ的に医療的ケア児等に関わり、障がい福祉サービス利用の有無によらない「地域での相談相手」となること
- ✓ 医療的ケア児等のライフステージを通して、中長期的な視点で支援の見通しを立てること

【ネットワークづくり・地域づくり】

- ✓ ケース経験を多く積むことが困難である分、1つの個別ケース経験を協議の場等により共有・フィードバックし、地域共有の財産にすること
- ✓ 分野・制度のみにとらわれず、無いものを創出する視点だけでなく、有るものをどう活かすかの視点をもつこと

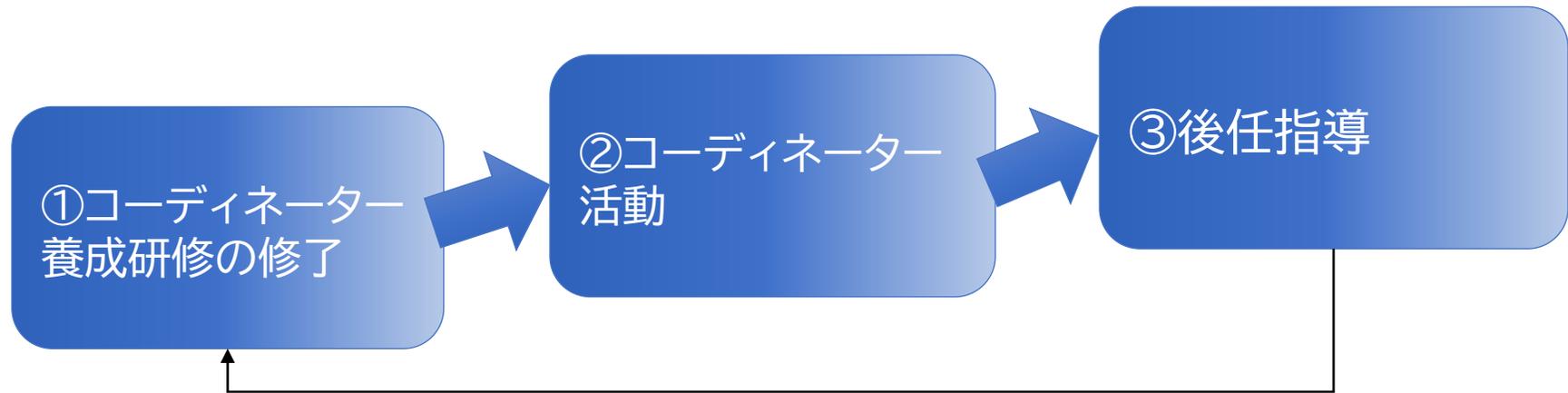
## ●行政との協働

- ✓ 市の現状、医療的ケア児の状況と支援機関のことを知ること
- ✓ 活動の円滑化のため、「障害児福祉計画」に基づき、市と同じ目標を立てて活動方針を細かく定めていくこと
- ✓ 事業委託等の行政によるバックアップを受け、各支援機関に対して「医療的ケア児等コーディネーター」について周知・情報発信をすることにより、医療的ケア児等の情報が入ってくる仕組みを作ること

# 医療的ケア児等コーディネーターについて

## <今後の課題>

1. 医療的ケア児等コーディネーターの活動現場における課題の分析
  - ✓ 各市町村における配置形態や役割の考え方等について調査・分析
  - ✓ 各圏域の特徴を踏まえた相談支援体制の強化支援
2. 養成研修カリキュラムのさらなる見直し
  - ✓ 医療的ケア児等コーディネーターによる活動報告など、より実践的な内容の編入
  - ✓ 後任育成を見据えた講師やファシリテーター等の選定



# 協議の場について

## <沿革>

### ■平成28年度

- ✓ 児童福祉法改正を受け、国が「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」を発出。多職種多機関が地域の課題や対応策について継続的に意見交換・情報共有を行う協議の場について明記

## <現状>

- ✓ 令和8年1月現在、全市町村において協議の場の設置が完了
- ✓ 定量的な計画達成はできたものの、運営状況等の格差が課題
  - ①開催回数…年間開催回数の格差（経年による進捗格差の拡大）
  - ②内容…実務者レベルでの会議体の有無（課題の具体性、解決策の検討状況の差）
  - ③参画機関…機関の偏り（コーディネーターの不在、大多数が行政機関、医療職・当事者・防災・労働分野の不在 等）

設置数	コーディネーター	郡市区医師会	歯科医師会	薬剤師会	小児科医会	病院医師	病院看護師	訪問看護ステーション	障がい者施設
43	25	12	3	2	2	15	6	29	9
障がい福祉サービス事業所	児童発達支援	当事者団体	学識者	保健所	市町村関係課	教育・学校	防災	労働	
36	32	7	4	40	43	35	6	1	9

# 協議の場について

## < 協議の場の事例 >

A市		B市
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現状はこども部会のなかで年1回のみ実施</li> <li>➤ 実務者レベルの会議を実施したいが、新たな会議体の設置が困難</li> </ul>	位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 年に複数回実施</li> <li>➤ 許可の要否や要綱等の根拠に基づき、形態を精査・検討</li> <li>➤ 自立支援協議会の下に位置付け、金銭報酬をもって責任を明確化</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 公的機関ばかりで事業所・団体等が少ない</li> </ul>	委員構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 協議の場の必要性を踏まえ、一からメンバーを選定</li> <li>➤ 職能団体等からも、活動背景を踏まえて選定</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 市としての方針が立てられていない</li> </ul>	コーディネーターの役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「子どもにとってよいこと」のために市と協働</li> <li>➤ 市と協議の上検討事項を決定し、事務局業務（準備、当日の進行等）を分担</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 子ども部局（コーディネーター配置担当）と障がい部局との連携不足</li> </ul>	庁内部局の関わり	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「障がい児福祉計画」の策定部局である障がい部局を中心に協働</li> <li>➤ 他部局に対しては、多職種による支援が必要である以上、無関係ではないとして参画を要請</li> </ul>

# 協議の場について

## <今後の課題>

### 1. 医療的ケア児等コーディネーターの協議の場への参画

ー行政と協働する医療的ケア児等コーディネーターの協議の場への参画は非常に重要

✓ 医療的ケア児等コーディネーターの役割や活動事例を継続的に発信し、協議の場への参画を勧奨

### 2. 公民・多職種の実務者及び当事者の参画

ー課題を様々な視点から精査・具体化できる効率的な会議の実施が重要

ー各機関の役割や議題に即した会議・委員の招集（ケース検討会議、実務者会議、代表者会議）

✓ 各市町村における協議の場の実施状況や課題等について調査・分析

✓ 課題解決に向けて効果的な取組みを行っている協議の場の運営手法の標準化

設置数	コーディネーター	郡市区医師会	歯科医師会	薬剤師会	小児科医会	病院医師	病院看護師	訪問看護ステーション	障がい者施設
43	25	12	3	2	2	15	6	29	9
障がい福祉サービス事業所	児童発達支援	当事者団体	学識者	保健所	市町村関係課	教育・学校	防災	労働	
36	32	7	4	40	43	35	6	1	

# 令和8年度の予定について

## 令和8年度 of 取組予定

### ■コーディネーターの配置・活動促進

- ✓ 市町村の配置状況等を調査・分析
- ✓ 養成研修の見直し
- ✓ 相談支援体制の強化支援

### ■協議の場の運営支援

- ✓ 実施状況や課題等について調査・分析
- ✓ 必要な情報を市町村に発信

## 令和8年度以降の体制

	役割
医療的ケア児支援センター	広域的な支援
コーディネーター支援拠点※	コーディネーターの後方支援
コーディネーター	地域の相談支援体制の中心的存在

※令和8年度は北河内圏域及び南河内圏域の2圏域

※支援拠点設置地域においては、右図のように医ケアセンター、支援拠点、コーディネーターの3層的な体制となる。なお支援拠点を設置していない地域については、引き続き、医ケアセンターがコーディネーターの支援を担う。

